

## 申請から交付までの流れ

企業

豊田市

### ① 交付申請書の提出

- 1 交付申請書
- 2 収支予算書
- 3 積算根拠資料（見積書等）
- 4 各事業計画書
- 5 各事業計画書で定める添付資料
- 6 役員名簿
- 7 定款等（個人事業主は開業届）
- 8 会社パンフレット
- 9 市税完納証明書

【提出期限】  
事業着手前までに提出

※ 同一年度で2回目以降の申請の場合、  
6から9については省略可

交付決定

### 補助事業の実施

### ② 実績報告書の提出

- 1 実績報告書
- 2 収支決算書
- 3 各事業報告書
- 4 各事業報告書で定める添付資料

【提出期限】  
事業完了又は支払完了の、  
いずれか遅い日付から起算  
して30日を経過した日又  
は翌年度の4月10日のい  
ずれか早い期日まで

額確定

### ③ 補助金請求書の提出

- 補助金請求書

補助金交付

提出方法：郵送または持参

提出先：豊田市役所 西庁舎7階 産業労働課（〒471-8501 豊田市西町3-60）

豊田市では様々な企業支援施策を実施していますので、ぜひご活用ください！

【はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰】

働きがいのある職場づくりの取組を積極的に進めている事業所の表彰制度



【豊田市テレワーク導入支援補助金】

テレワーク導入にあたり国の助成金等の支給決定を受けた中小企業等に対し、豊田市が上乗せで補助。1事業者あたり、上限100万円。



【豊田ものづくりブランド】

豊田市内の中小企業・小規模事業者が持つ優れた技術・製品の認定制度



豊田市内の中小企業者の皆さまへ

2021年度

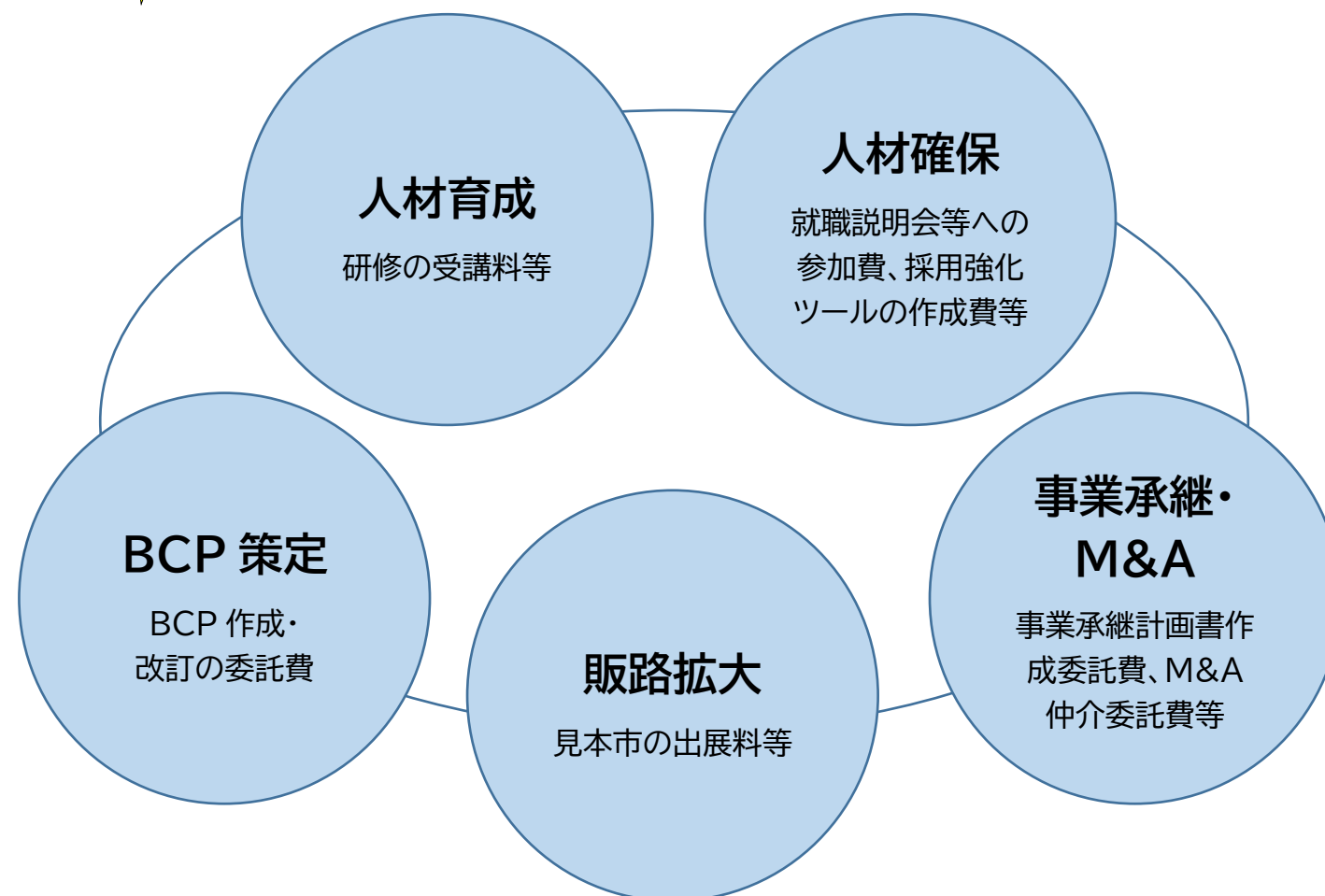
# 中小企業経営力高度化事業補助金

2021年度  
新規創設

令和3年度から、**全業種の中小企業者**の皆さまを対象に、**補助限度額20～30万円**（例外あり）、**補助率1/2**で

次の5つの事業を支援する制度を創設しました。

豊田市は様々な経営課題の対策に取り組む市内中小企業者の皆さまを応援します。ぜひご活用ください！



豊田市 産業部 産業労働課（〒471-8501 豊田市西町3-60）

電話 0565-34-6774 FAX 0565-35-4317

Email sangyou@city.toyota.aichi.jp

ホームページ：http://www.city.toyota.aichi.jp/index.html

豊田市ホームページ



## 各補助事業共通の内容

対象：市内に本社を置く中小企業者

- ・市内に住所及び事業所を有する個人
- ・市内に主たる事業所（本社）を有する会社

- 注意事項：
- ・補助対象経費は税抜き金額で計算します。
  - ・①人材育成事業から⑤事業承継・M&A事業までの、1会計年度における補助金の交付は、1申請者につき補助事業ごとに1回限りです。  
(それぞれを分割して提出した場合、最大5回の申請となります)
  - ・同一事業に対して国、県又はその他の機関から補助金等の交付を受けている場合は市補助金の対象となりません。 ※一部例外あり

### ① 人材育成事業（補助限度額：20万円、補助率 1/2）

補助対象事業	経営力の強化又は技術力の向上に資すると市長が認めた研修に参加する事業
補助対象外事業	豊田市が主催、共催または開催費用について負担金などの支払をしている研修等に 参加する事業
補助対象経費	受講料及び教材費（ただし、市内の事業所に勤務する従業員に係る受講料及び教材 費に限る）、外部講師を招いて社内研修を実施する場合の経費（詳細はホームページ を参照）。
補助限度額	20万円（はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰において、直近の過去3か年度に、 イキイキ大賞、イキイキ優秀賞のいずれかを受賞した中小企業者は40万円）

### ② 人材確保事業（補助限度額：20万円、補助率 1/2）

補助対象事業	(1) 合同就職説明会及び合同就職面接会へ参加する事業 (2) 人材確保の強化に繋がるツールを作成する事業
補助対象外事業	豊田市が主催、共催または開催費用について負担金などの支払をしている事業
補助対象経費	(1) 会場費（小間料）、オンライン就職説明会の場合の登録料・参加料等、小間装 飾費、運搬費、通訳料 (2) 人材確保を目的とした、ホームページの作成・改良、PR動画の作成、 パンフレットの作成にかかる経費
補助限度額	20万円（はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰において、直近の過去3か年度に、 イキイキ大賞、イキイキ優秀賞のいずれかを受賞した中小企業者は40万円）

### ③ 販路拡大事業（補助限度額：20万円、補助率 1/2）

補助対象事業	補助事業者が見本市等※へ出展する事業 ※ 取引先及び事業提携先の開拓、受発注の機会の確保等を目的として商品、サービ ス、製品、技術等を紹介する見本市、展示会、博覧会等
補助対象外事業	ア その場で小売りすることを主目的としたもの イ 広く一般に公開されていないもの ウ 豊田市が主催、共催または開催費用について負担金などの支払をしているもの
補助対象経費	出展料（オンライン展示商談会の登録料・参加料等を含む）、小間装飾費（オンライ ン展示商談会のコンテンツデザイン料等を含む）、運搬費、通訳料
補助限度額	20万円（大規模見本市等に出展する事業は30万円、豊田ものづくりブランド推進 協議会が認定する技術や製品等に係る出展事業は40万円）

### ④ BCP策定事業（補助限度額：30万円、補助率 1/2）

補助対象事業	BCPの策定、改訂
補助対象経費	委託費

### ⑤ 事業承継・M&A事業（補助限度額：30万円、補助率 1/2）

補助対象事業	(1) 事業承継計画作成（そのための初期診断、課題分析及びコンサルティングを 含む。）、企業価値の算出及び知的財産診断 (2) 自社を売却するための専門事業者へのマッチング登録及び仲介委託
補助対象経費	委託費（顧問料等、官公庁等への手続及びそのための書類作成並びに個別具体的な 案件に関する訴訟及びトラブル対応に係る費用並びに成功報酬に係る費用を除く。）

#### ★ 企業団体等の事業も補助対象となります ★

当補助制度は、企業団体等が実施する事業も対象となります。補助対象事業は、①人材育成事業、②人材確保事業、③販路拡大事業で、補助限度額は①から③の合計で100万円、補助率は1/2です。詳しくは豊田市ホームページをご覧ください。

#### 【企業団体等とは…？】

- (1) 商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定に基づくもの
- (2) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づくもの
- (3) 組合等 特定の法律によって設立され、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者である団体